

学級編制の標準の改正に関する意見書（案）

学校における児童・生徒の学力低下への不安やいじめ、不登校等の問題は、依然として深刻な状況にある。学校教育では、基礎学力の定着の上に児童・生徒一人一人の可能性を十分に発揮することができるよう、教員が子どもと向き合う時間を拡充し、個に応じたきめ細かな指導を推進することが求められている。

平成24年度から実施されてきた小学校2年生の35人以下学級は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める学級編制の標準を改正せず、財政措置による教員の加配で行ってきた。

しかし、今後、毎年度の予算折衝の中で、仮に教員の加配が認められないような場合、学校現場において大きな混乱が予想される。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、今後も35人以下学級を確実に実施するため、学級編制の標準を改正するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛て